

介護老人保健施設きねぶち通所リハビリテーション重要事項説明書 (介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書)

第1条(契約の目的)

- 1、本契約は、介護保険法等関係諸法令の定めるところにより、利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションを提供します。
- 2、介護老人保健施設きねぶちを運営する事業者・医療法人楽生会(以下「当施設」)は、サービス提供に当たっては、利用者の要介護、要支援区分及び被保険者証に記載された認定審査会意見にしたがって利用者に対しサービスを提供します。

第2条(契約の期間)

- 1、本契約の有効期間は、契約書を提出していただいた日より利用者の要支援認定有効期間満了日までとします。
- 2、契約満了の1週間前までに、利用者から当施設に対し、文書により、契約終了の申し出がない場合、契約は、自動更新されるものとします。

第3条(契約の終了)

- 1、利用者は当施設に対し、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院、やむを得ない事情の場合、利用者の当施設の協議により決定することとします。
- 2、当施設が介護保険法等関連諸法令及び、本契約に定める責務をしなかった場合又は、不法行為を行った場合には、利用者は、当施設に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合は、申し入れ時に契約解除となります。
- 3、次の事由に該当した場合、当施設は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。尚、この場合、原則として事前に介護支援専門員に連絡します。

- ①利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず、10日以上支払われない場合、契約解除後も入金を確認できない場合、法的手段を実施する場合があります。
- ②利用者が正当な理由なく、サービス中止をしばしば繰り返した場合、又は、利用者の病気などにより、サービス利用ができない状態が明らかになった場合。
- ③利用者又は、利用者の家族・利用者の身元引受人等が当施設・他の利用者等に対し、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- ④利用者の行動が、他の利用者の生命又は、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、当施設において、これを防止できないと判断した場合。

- ⑤利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺する恐れが極めて大きく、当施設においてこれを防止できないと判断した場合
- ⑥利用者又は利用者の家族・身元引受人等が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないと当施設が判断した場合。

4、次の事由に該当した場合、この契約は、自動的に終了します。

- ①利用者が介護福祉施設等の長期療養型施設に入所された場合。
- ②利用者の要介護、要支援認定区分が非該当(自立)と認定された場合。
- ③利用者が死亡された場合。

第4条(施設の職員体制)

管理者	1名(兼務)
医師	1名(兼務)
介護職員	9名
理学療法士	1名
作業療法士	1名
管理栄養士	1名
事務員	4名
庶務	1名

第5条(サービス計画)

1、当施設は、利用者の担当介護支援専門員が、作成したサービス計画を遵守しますが、利用者に関わる職種の職員も作成には、協議させていただきます。

第6条(介護サービスの内容)

1、基本サービス

- ①通所リハビリテーションサービス介護計画の作成(利用者の担当介護支援専門員の居宅サービス計画書にのっとり作成します)
- ②食事(原則として食堂でおとりいただきます)
- ③入浴介助 特別入浴介助
- ④看護・介護
サービス計画に沿って、看護・介護を実施いたします。
- ⑤リハビリテーション
サービス計画に沿って専門職によるリハビリテーションを行います。
- ⑥相談援助サービス
- ⑦その他のサービス
理美容(要予約、別料金)
レクリエーション

- 2、基本時間外施設利用サービス(何らかの理由により、家族などのお迎えがサービス計画で定められた通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、利用時間の終了に間に合わない場合に適応、別料金)

第7条(利用料)

- 1、施設からのサービスの提供を受けたときは、当施設に対して、別紙料金表の記載に従い、利用者又は身元引受人が、利用料自己負担分を支払っていただきます。なお、利用料支払いの延滞が認められた場合は、下記保証人に対し請求させていただきます。
- 2、当施設は、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月翌月の10日以降に発行します。利用者又は身元引受人は、請求書発行日から1週間以内に支払うものとします。
- 3、当施設は、利用料自己負担分の支払いを受けた場合、その都度領収書を発行します。

第8条(協力医療機関)

1、医療機関の名称	医療法人楽生会
	木根淵外科胃腸科病院
院長	木根淵 光夫
所在地	茨城県坂東市辺田 1430
電話番号	0297-35-3131
診療科	外科 内科 消化器外科 整形外科 心療内科 皮膚科 泌尿器科 形成外科 呼吸器外科 乳腺外科 小児科 放射線科
入院設備	68床

第9条(協力歯科医療機関)

1、医療機関の名称	きねぶち歯科医院
院長	木根淵 美奈
所在地	茨城県坂東市長谷 989-102
電話番号	0297-38-8444

第10条(身体拘束その他の行動制限)

- 1、当施設は、利用者又は、他の利用者等の生命又は、身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して身体的拘束その他の方法により、利用者の行動を制限いたしません。
- 2、当施設が利用者に対し、身体的拘束その他の方法により、利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分

に説明し、同意能力がある場合には、その同意を得ることとします。

またこの場合、当施設は、事前または事後速やかに、利用者の家族又は、身元引受人等に対し、利用者に対する行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明します。

3、当施設が、利用者に対し、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、第12条の介護サービス記録に次の事項を記載します。

- ①利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間
- ②前項に基づく当施設の利用者に対する説明の時期、内容、その際のやり取りの概要
- ③前項に基づく利用者の家族又は、利用者の身元引受人等に対する説明の時期及び内容、その際のやり取りの概要

第11条(事故発生時の対応及び損害賠償)

- 1、当施設は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・身元引受人等に連絡を行い、必要な処置を講じます。
- 2、前項の場合において、事故が発生した場合は、当施設は、速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、当施設に故意過失がない場合、または、加齢に起因する疾患・外傷に関しては、この限りではありません。
- 3、前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合には、賠償の額を減じることができます。

第12条(介護サービスの記録)

- 1、当施設は、利用者に対する、介護サービスの提供を記録し、その完結の日から5年間保存します。

第13条(守秘義務)

- 1、当施設及びその職員は、外部に関して、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者、利用者の家族・身元引受人等の情報を守秘いたします。
- 2、当施設は、居宅介護支援事業従事者等必要な機関に対して利用者、利用者の家族・身元引受人に関する情報を提供するには、事前に文書により同意を得ることとします。

第14条(緊急時の対応)

- 1、当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は、協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2、前項のほか、利用者の心身状態が急変した場合、速やかに指定されたところに緊急連絡します。

第15条(サービスに関する要望及び苦情処理)

- 1、当施設は、利用者からの要望及び相談・苦情などに対する窓口を設置し、利用者

の要望・苦情などに迅速に対応します。

- ①当施設窓口 0297-47-3333 担当者:看護師長 佐賀正英、事務主任 柳沢健一
- ②坂東市役所介護福祉課 0297-35-2121/0280-88-0111(代)
- ③茨城県国保連合会介護保険苦情相談室 029-301-1565

第 16 条(身元引受人及び連帯保証人)

1、当施設は利用者に対し、身元引受人及び連帯保証人各 1 名を選んでいただきます。

ただし身元引受人及び連帯保証人を立てることができない相当な理由が認められる場合にはこの限りではありません。

2、身元引受人は次の責任を負います。

- ①利用者に利用料自己負担分等の支払い能力がない場合、身元引受人に支払い義務が生じます。
- ②利用者が疾病等により他の医療機関に入院する場合、入院手続きが、円滑に進行するように協力すること。
- ③契約終了の場合、当施設と連携して利用者の状況に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- ④利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受け、その他の必要な措置をすること。

3、連帯保証人は次の責任を負います。

- ①本契約に基づく利用者の当施設に対する債務を利用者と連帯して保証すること。
- ②身元引受人が責任を果たさないか又は放棄した場合に、身元引受人の責任を引き受けること。

第 17 条(取消料)

1、利用契約の成立後、利用者又は、家族のご都合でお取消になる場合は、前日の午後5時までに連絡が困難な場合など、やむを得ない場合を除き、取消料をいただく場合もございます。

第 18 条(非常災害時の対策)

- 1、災害時は、当施設の非常災害対策にのっとり対応を行います。
- 2、平常時に当施設の非常災害対策にのっとり避難訓練を年 2 回行ないます。
- 3、防災設備としてスプリンクラー・消火器・消火栓・非常ベル・火災通報装置を備えています。

第 19 条(施設利用にあたっての留意事項)

- 1、施設内での飲酒は、ご遠慮ください。
- 2、喫煙は、当施設が指定させていただいた場所に限りさせていただきます。

3、所持品備品等の持込は、通所リハビリテーションに必要なもの以外は、ご遠慮いただいております。

4、現金、貴重品については極力持込を控え、その管理は、利用者各自に任せ、当施設は関与しないこととします。

5、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション利用時間内の医療機関での受診は、緊急の場合を除き、お断りさせていただきます。受診、通院の必要がある場合は、担当介護支援専門員、当施設職員に相談してください。

6、ペットの持込は、ご遠慮ください。

7、他利用者への迷惑行為は、ご遠慮ください。

8、通所リハビリテーションの送迎時については、必ず家族の方は自宅で待機していただくようお願い致します。家族の都合により、自宅を留守にする場合は、その旨を当施設に連絡してください。

第20条(禁止事項)

1、当施設では、多くの方に安心して施設サービスを利用いただくために、施設内での「営利行為・宗教の勧誘・政治活動」は禁止します。

第21条(契約に定めのない事項)

1、契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者又は、利用者の家族・利用者の身元引受人等との間で協議の上誠意をもって解決するものとします。

第22条(契約にあたって)

1、上記の内容を理解の上、契約を成立させる為に、当施設及び利用者は記名押印のうえ、契約書を2部作成し、当施設、身元引受人がそれぞれ1部ずつ保有します。

事業者 住所(〒306-0642) 茨城県坂東市長谷 989 番地 5

氏名 医療法人 楽生会
介護老人保健施設 きねぶち
理事長 木根淵 光夫

